

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 37 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 35 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年 6 月に婚姻届と転入届を市役所へ提出した時に、夫婦の国民年金の加入手続を行った。その加入手続の際、市の職員に「4 月から入って下さい。」と言われ、役所だから年度初めから納付してほしいのかと思い、二人分の保険料を金融機関で 4 月分まで遡って納付したことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 6 月に婚姻届を提出する際に夫婦の加入手続を行い、市の職員から「(昭和 51 年) 4 月分から入って下さい。」と言われ、金融機関で夫婦の保険料を同年同月まで遡って納付したと述べているところ、申立人が申立期間当時居住していた市で作成された申立人の被保険者名簿には「昭和 52 年 1 月 31 日受付再取得」との記載があることから、申立人の申立期間に係る加入手続はこの頃に行われたものと推認できる。このことから、申立人の加入手続が行われたとみられる 52 年 1 月を基準とすると、申立期間に係る保険料は現年度分となり市で収納することが可能であった。

また、同市では、年度途中で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った者に対して、厚生年金保険の資格喪失月まで遡って現年度分保険料の納付書を発行していたことから、申立人に対し、申立期間の納付書が発行されたものとみられ、市から当該年度当初まで遡って保険料の納付を求められたとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人及びその夫の申立期間後(国民年金加入手続を行ったとみられる時期以降)の保険料に未納は無い上、大半の期間が前納されているほ

か、平成3年中にはその夫と共に国民年金基金に加入したことも確認できるなど、加入手続後の申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったこともうかがえることから、加入手続に合わせて納付書が発行されたと考えられる申立期間の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1572

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月、同年 6 月、61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月及び同年 6 月
② 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、申立期間以外の保険料の未納については以前から承知しているが、申立期間について納付の督促等を受けた覚えも無く、金融機関で保険料を納付していると思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは、申立人自身が保険料を納付していなかったとしている昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの期間を除いて申立期間の 2 期間のみであり、かつ合わせても 4 か月と短期間である。

また、申立期間に近接する期間に係る保険料は現年度中に納付されたことが特殊台帳（マイクロフィルム）から確認できる上、申立期間当時、申立人に転居等の生活環境の変化は無かったとみられることから、前後の保険料が遅滞なく納付されている申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から同年10月31日まで

A事業所における標準報酬月額は、給与支払明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料額と比較して低いことが分かったので、給与支払明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書から、申立人は、44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間のうち平成6年2月の給与支払明細書を所持していないため、同年2月の総支給額及び同年1月の厚生年金保険料控除額は不明であるが、前後の期間の給与支払明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも44万円であることから、当該期間の標準報酬月額についても、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が申立期間を通じて一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年10月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る18年6月23日の標準賞与額(16万円)及び同年11月24日の標準賞与額(14万7,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を16万円、申立期間②に係る標準賞与額を14万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年11月24日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成18年5月6日から19

年3月31日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年12月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、申立期間①は16万円、申立期間②は14万7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成13年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る18年6月23日の標準賞与額(23万3,000円)、同年11月24日の標準賞与額(18万2,000円)、19年6月25日の標準賞与額(18万2,000円)及び同年11月22日の標準賞与額(18万4,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を23万3,000円、申立期間②に係る標準賞与額を18万2,000円、申立期間③に係る標準賞与額を18万2,000円、申立期間④に係る標準賞与額を18万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年11月24日
③ 平成19年6月25日
④ 平成19年11月22日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成 18 年 5 月 18 日から 20 年 2 月 7 日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①、②、③及び④に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、申立期間①は 23 万 3,000 円、申立期間②は 18 万 2,000 円、申立期間③は 18 万 2,000 円、申立期間④は 18 万 4,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成11年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①、②及び③に係る18年11月24日の標準賞与額(35万8,000円)、19年6月25日の標準賞与額(20万2,000円)及び同年11月22日の標準賞与額(20万4,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を35万8,000円、申立期間②に係る標準賞与額を20万2,000円、申立期間③に係る標準賞与額を20万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年11月24日
② 平成19年6月25日
③ 平成19年11月22日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間①、②及び③において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日

が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成 18 年 11 月 14 日から 20 年 4 月 30 日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、申立期間①は 35 万 8,000 円、申立期間②は 20 万 2,000 円、申立期間③は 20 万 4,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成元年3月27日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る19年6月25日の標準賞与額(17万1,000円)及び同年11月22日の標準賞与額(17万1,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額を17万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月25日
② 平成19年11月22日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成19年1月4日から20

年4月30日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年12月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、17万1,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成18年1月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、19年6月25日の標準賞与額（5万7,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を5万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成19年2月3日から同年8月31日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の

免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年12月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、5万7,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成13年4月1日に資格を取得し、22年6月1日に資格を喪失しているが、当該期間のうち、19年11月22日の標準賞与額（18万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を18万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月22日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成19年7月15日から20年4月6日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収

の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年12月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、申立期間は18万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成17年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、20年6月25日の標準賞与額（16万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を16万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月25日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成19年12月1日から21年4月12日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収

の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年12月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、16万8,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成19年3月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、20年6月25日の標準賞与額（3万1,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を3万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和53年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年6月25日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成20年2月4日から21年4月19日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の

免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年12月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、3万1,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成15年9月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、20年6月25日の標準賞与額(24万9,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を24万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月25日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出が、保険料の時効経過後に提出されたが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

申立期間当時、育児休業期間中であったため、厚生年金保険料は免除となっていたが、申立期間を年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成20年5月30日から21年4月3日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収

の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年12月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賞与支給明細表において確認できる賞与額から、24万9,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

A事業所から、平成19年4月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、同年4月27日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和 22 年 4 月 5 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一事業所であり、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 2167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年5月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

A事業所に、申立期間を含め、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与明細書、B事業所（A事業所が名称変更）から提出された人事台帳の写し及び同事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（平成9年1月1日にA事業所Cセンターから同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書の保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所は不明としているが、人事記録には平成9年1月1日に本社（D部）への異動が発令された記録とともに、同年5月1日に本社（E部）に配属された記録があり、また、その配属日である5月1日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、平成3年10月から4年9月までの標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA事業所における資格喪失日は、平成5年1月22日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年12月の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年10月1日まで
② 平成4年12月31日から5年1月22日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が低額になっていることが判明した。給与明細書は持っていないが、給与の支給額は標準報酬月額より多かったように記憶しているので、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。また、退職したのは平成5年1月21日頃と記憶しているので、申立期間②も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初22万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年1月22日）以降の平成5年1月28日付けで、3年10月から4年9月までの標準報酬月額が18万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間①当時のA事業所の社会保険事務の責任者は、「申立人は、社会保険事務の担当者ではなかった。」と述べていることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は平成5年1月21日であることが確認でき、申立人は、当該期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年1月22日）以降の平成5年1月28日付けで、遡って4年12月31日に被保険者資格を喪失したとする処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所における複数の元同僚についても、申立人と同様に平成5年1月28日付けで、資格喪失日の遡及処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、5年1月22日であると認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、平成4年11月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月16日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在はB事業所に名称変更）の事務を管理するC事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿及びC事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿の保険料控除額及び報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和57年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、当該事業所は適用業種の事業所であり、C事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同日に資格を取得した者が5人以上確認できることから、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、A事業所は、当時の厚生年金保

険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 2170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月16日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在はB事業所に名称変更）の事務を管理するC事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿及びC事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、C事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和57年8月1日に厚生年

金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、当該事業所は適用業種の事業所であり、C事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同日に資格を取得した者が5人以上確認できることから、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、A事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 2171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月16日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在はB事業所に名称変更）の事務を管理するC事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿及びC事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、C事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿の報酬月額から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和57年8月1日に厚生年

金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、当該事業所は適用業種の事業所であり、C事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同日に資格を取得した者が5人以上確認できることから、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、A事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 2172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月16日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在はB事業所に名称変更）の事務を管理するC事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿及びC事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、C事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和57年8月1日に厚生年

金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、当該事業所は適用業種の事業所であり、C事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同日に資格を取得した者が5人以上確認できることから、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、A事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月16日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在はB事業所に名称変更）の事務を管理するC事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿及びC事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿の保険料控除額及び報酬月額から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和57年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、当該事業所は適用業種の事業所であり、C事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同日に資格を取得した者が5人以上確認できることから、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、A事業所は、当時の厚生年金保

険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 2174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月16日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在はB事業所に名称変更）の事務を管理するC事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿及びC事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、C事業所が提出した昭和57年分給与所得の源泉徴収簿の報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和57年8月1日に厚生年

金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、当該事業所は適用業種の事業所であり、C事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同日に資格を取得した者が5人以上確認できることから、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、A事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、平成3年10月から4年9月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA事業所における資格喪失日は、平成5年1月22日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年12月の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年10月1日まで
② 平成4年12月31日から5年1月22日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が低額になっていることが判明した。給与明細書は持っていないが、給与の支給額は標準報酬月額より多かったように記憶しているので、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。また、退職したのは平成5年1月21日頃と記憶しているので、申立期間②も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年1月22日）以降の平成5年1月28日付けで、3年10月から4年9月までの標準報酬月額が24万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間①当時のA事業所の社会保険事務の責任者は、「申立人は、社会保険事務の担当者ではなかった。」と述べていることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によれば、申立人の離職日は平成5年1月21日であることが確認でき、申立人は、当該期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年1月22日）以降の平成5年1月28日付けで、遡って4年12月31日に被保険者資格を喪失したとする処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所における複数の元同僚についても、申立人と同様に平成5年1月28日付けで、資格喪失日の遡及処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、5年1月22日であると認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、平成4年11月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和29年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所C所における資格喪失日に係る記録を昭和30年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月19日から同年5月1日まで
(A事業所)
② 昭和30年2月28日から同年3月1日まで
(B事業所C所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間①は、A事業所からB事業所C所に転勤し継続して勤務しており、申立期間②は、B事業所C所から同事業所D所に転勤し継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録並びにB事業所（A事業所を吸収合併）の職員名簿及び回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し

(昭和 29 年 5 月 1 日に A 事業所から B 事業所 C 所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る A 事業所における昭和 29 年 3 月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の記録並びに B 事業所の職員名簿及び回答から判断すると、申立人は B 事業所に継続して勤務し(昭和 30 年 3 月 1 日に B 事業所 C 所から同事業所 D 所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る B 事業所 C 所における昭和 30 年 1 月のオンライン記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 30 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和46年4月21日、資格喪失日は昭和51年8月21日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年4月から同年8月までは3万円、同年9月から47年9月までは4万5,000円、同年10月から48年8月までは5万2,000円、同年9月から49年8月までは6万8,000円、同年9月から50年8月までは9万2,000円、同年9月から51年7月までは11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月21日から51年8月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間はA事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継グループ会社）から提出されたA事業所の保険台帳には、資格取得年月日は昭和46年4月21日、退職年月日は51年8月20日及び健保番号*と記載されていることが確認できる。

また、C健康保険組合の担当者は、「申立人は、申立期間に健康保険組合に加入していたはずである。当組合では、当初から社会保険事務所（当時）への届出は複写式のものを使用していた。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間のうち、D厚生年金基金設立の昭和47年8月1日から51年8月21日まで当該基金の加入記録が確認でき、B事業所の社会保険担当者は、「申立人に係る複写の厚生年金基金加入員資格喪失届の控えが残っている。当社は、申立人を健康保険被保険者証の番号（年金整理番号）*

として、社会保険事務所に届出した。」と回答している。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において整理番号*の原票は無く、年金事務所の担当者は、「A事業所に申立人を整理番号*で届出した厚生年金基金加入員資格喪失届の写しが残っていたため、当該整理番号の健康保険厚生年金保険被保険者原票について調査したが、確認できなかった。整理番号*の原票が保管されていないことについて、合理的な説明をすることができない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所において昭和46年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、51年8月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、E企業年金基金（D厚生年金基金が代行返上）が提出した「加入者台帳照会」の記録、申立人の記憶及び同僚のオンライン記録から、昭和46年4月から同年8月までは3万円、同年9月から47年9月までは4万5,000円、同年10月から48年8月までは5万2,000円、同年9月から49年8月までは6万8,000円、同年9月から50年8月までは9万2,000円、同年9月から51年7月までは11万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

A事業所から、平成19年4月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、同年4月27日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録（平成19年4月10日及び同年12月7日を支給日とする記録）を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を10万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年4月27日
② 平成19年12月10日

A事業所から、平成19年4月及び同年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、賞与明細書（平成19年4月27日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②について、賞与明細書（平成19年12月10日支給）により、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人のA事業所における平成19年4月10日及び同年12月7日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ同年4月27日、同年12月10日に訂正し、当該期間における申立人の標準賞与額は、賞与明細書か

ら確認できる厚生年金保険料控除額から、同年4月27日は10万円、同年12月10日は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡国民年金 事案 1573

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 45 年 4 月まで
私が 20 歳になった時、母親に勧められて国民年金に加入し、市役所や金融機関で保険料を納付していたはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時、申立人の母親に勧められて実家が所在する市で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、制度上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は被保険者の住民票の所在地において行うこととされており、申立人は、昭和 41 年 10 月から 42 年 2 月までの間、実家が所在する市とは別の市に住所を定めていたことが確認できることから、申立人の述べるように国民年金の加入手続を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和 45 年 5 月に国民年金に任意加入したことに伴い払い出されたものであり、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していれば、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたものと考えられるが、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえず、申立人が申立期間について国民年金に加入していたものとは推認し難い。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳にも、申立人が申立期間について国民年金に加入していたことを示す記載は無く、申立期間が国民年金に未加入とされている特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1574

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、学生で親元を離れていた昭和 50 年 4 月頃、国民年金の加入手続を行った。保険料については、国民年金加入当初居住していた住所地で納付を開始し、52 年 4 月頃に帰省した以降も継続して納付していたと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和 54 年 4 月以降に居住した町（当時）で払い出されたものであり、i) 申立人の同記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況、ii) 申立人に対して別の同記号番号が払い出されたことが確認できないことから、申立人の加入手続は同年同月頃初めて行われたものと推認できる。このことから、申立人は、加入手続を行うまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、昭和 50 年 4 月頃に、この当時居住した区の郵便局で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、制度上、国民年金被保険者資格の取得に係る届出は、市区町村の長に届け出ることとされており、同区でも郵便局で国民年金の加入手続を行うことはできなかったとしていることから、申立人の述べるような加入手続が可能であったとも推認し難い。

さらに、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和 54 年 4 月の時点で、申立期間のうち 51 年 12 月以前の期間は既に時効のため保険料を納付することはできないほか、加入手続に伴う申立人の国民年金被保険者資格の取得日は 54 年 4 月 1 日とされ、申立期間は国民年金に未加入とされていることから、申立人は加入手続後に申立期間について遡って保険料の納付を求められ

ることも無かったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間当時居住した区で、申立人の被保険者名簿が作成されたこともうかがえず、申立期間が国民年金に未加入とされている申立人の居住する市の電算記録及びオンライン記録との矛盾も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1575

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月まで
両親が私の国民年金の加入手続をし、姉と私の保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間について、姉は納付済みとされているのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に他界しており、申立期間の保険料の納付時期、納付方法等の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から、昭和 38 年 7 月 29 日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続は、この頃初めて行われたものと推認できる。このことから、加入手続が行われるまで、申立人は、国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、申立人の両親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月から51年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

私は、申立期間当初は、妻（当時）が地元の銀行の窓口で保険料を納付してくれており、その後、預金口座からの振替に切り替えたと記憶していることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、申立期間の当初は、申立人の元妻が銀行窓口で納付し、途中から預金口座からの振替にしたと述べているところ、申立人が国民年金に加入した当初の昭和49年9月から同年12月までの保険料は納付済みであるが、申立人はその元妻と50年3月に離婚しており、離婚後は生計を共にしていなかったと述べていることから、その元妻が、申立人の申立期間に係る保険料の納付に關与した可能性は低いと考えられる上、離婚直前の同年1月から同年3月までの保険料の納付についても、その元妻は既に他界していることから、当時の状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住した市において、国民年金保険料の口座振替による納付が可能となったのは昭和52年3月からであり、申立期間の大半は口座振替で保険料を納付することはできなかったことから、申立人の納付に關する記憶は当時の状況と一致しない。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、申立期間に、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 9 月 7 日までA事業所に勤務し、B業務に従事していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い旨主張している。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立人に係る記号番号が、資格取得年月日「36. 5. 1」で払い出されており、オンライン記録と一致している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自分より先に勤務していたと記憶する上司は、申立期間中に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA事業所での社会保険の取扱いについて記憶している者は、「申立期間当時は、A事業所では試用期間があり、当該期間は、厚生年金保険に加入していなかった。また、試用期間において、給与から保険料を控除されることはなかった。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。